

許可番号 第13-20-052592号

産業廃棄物処分業許可証

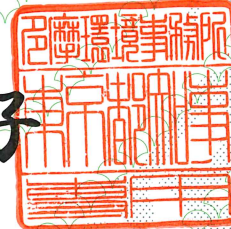
住所 東京都東久留米市八幡町一丁目5番25号

氏名 有限会社山下商事
代表取締役 山下 雅章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 8年 2月 3日

許可の有効年月日 令和13年 2月 2日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は2のとおり）

破 砕： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上3種類)

圧縮梱包： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

(以上3種類)

2 事業の用に供する施設

所在地：東京都東久留米市八幡町一丁目5番8号

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くずの混合物 (廃家電機器（特定家庭用機 器再商品化法対象物を除く。） に限る。)	—	4.21 t/日	令和2年9月15日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類 (軟質プラスチック類に限 る。)	11.2 t/日	—	令和7年8月5日	—	—
	紙くず	12.0 t/日				
	繊維くず	8.8 t/日				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 3年 2月 3日 新規許可

令和 8年 2月 3日 更新許可 第1回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都